

消防予第 162 号  
令和 6 年 4 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
( 公 印 省 略 )

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉施設に係る  
消防法令上の取扱いについて（通知）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

当該改正法により、新たに里親支援センター（改正後の児童福祉法第 44 条の 3 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）が児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設に追加される等の改正が行われたことを踏まえ、里親支援センター等の消防法令上の取扱いを下記のとおりとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

- 1 里親支援センターは、里親支援事業<sup>(※)</sup>を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とされている。消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第一に掲げる防火対象物の用途の判定に当たっては、主な業務として里親等への相談業務である場合には、令別表第一（15）項として取り扱うことが想定され、主な業務として一時的に児童を預かる機能を有する場合には、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設等、令別表第一（6）項ハ（3）に掲げる防火対象物の用途と同等の火災危険性が認められるときには、当該防火対象物の用途として取り扱うことが想定されるところであり、施設の利用実態を鑑みて適切にその用途を判断すること。

※ 里親支援事業とは、都道府県が行わなければならない業務として、以下の業務が児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号トにおいて定められている。

- ① 里親に関する普及啓発を行うこと。
- ② 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- ③ 里親と第 27 条第 1 項第 3 号の規定による児童養護施設等への入所措置がとられ、施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
- ④ 第 27 条第 1 項第 3 号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。
- ⑤ 里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴き、当該児童の養育に関する計画を作成すること。

2 今般の改正により、改正後の児童福祉法第 6 条の 3 に新たに複数の事業が規定されることとなったが、当該事業を行う施設の令別表第一に掲げる防火対象物の用途の判定に当たっては、1 と同様に、各消防本部において、同表に規定されている用途から、施設の利用実態を鑑みて適切にその用途を判断すること。

消防庁予防課

担当：明田、西田、加藤

電話：03-5253-7523

MAIL：yobo@soumu.go.jp